

随意契約（相手方指定）調書

件名	荒川遊園スポーツハウス増築及び大規模改修に伴う給水管引込工事	No.5100209
工（納）期	令和8年3月31日	
契約締結日	令和8年2月9日	
契約金額	5,093,000円（消費税込み）	

契約相手方	栗原・スリーアイ・鈴木建設共同企業体	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

業者選定理由書

<p>件名</p>	<p>荒川遊園スポーツハウス増築及び大規模改修に伴う給水管引込工事</p>
<p>指名業者 (案)</p>	<p>名称 栗原・スリーアイ・鈴木建設共同企業体 代表者 株式会社栗原設備 代表取締役 栗原 信一 所在地 東京都足立区佐野一丁目28番6号</p>
<p>特命理由</p>	<p>本工事は荒川遊園スポーツハウス増築及び大規模改修機械設備工事において、既存給水引込管並びに給水本管の分岐部分について想定よりも老朽化が進んでいたため、新たに給水管の引込工事を実施するものである。</p> <p>契約締結請求にあたり、事業主管課からは、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課において検討したところ、 本工事は、既工事との工程調整等を行ったうえで、当現場における影響を最小限とし、効率的かつ円滑に実施する必要があり、機械設備工事を受注し現状と今後の工程を把握している上記業者において他にはない。</p> <p>以上のことから、上記業者の指定を妥当と判断し、当該業者を相手方とした随意契約を締結する。</p>
<p>その他 特記事項</p>	<p>○根拠規定:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)</p>